直江津電子健康保険組合並びに各事業主が
共同で実施する健康診査事業の公表について

直江津電子健康保険組合
理事長　大堀　孝行

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。直江津電子健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、各事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

１．事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

２．共同利用する健診データ項目について

各事業主が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診)、特定健診項目（質問票含む)、オプション検査等の付加検査項目

３．健診データを共同利用する者の範囲について

各事業所担当者及び当組合役職員

４．健診データを共同利用する者の利用目的について

- 各事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、各事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、当組合が委託する会社により特定保健指導、重症化予防、各種保健事業を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

５．健診結果データの管理責任者

当組合：常務理事
事業主：事業所の健康管理担当部門長